平成30年第２回神奈川県議会定例会議案

（条例その他）

目　　次

番　　号	件　　名	ページ
県　報　第　1　号	専決処分について承認を求めること（収入証紙に関する条例の一部を改正する条例）	1
県　報　第　2　号	専決処分について承認を求めること（神奈川県県税条例の一部を改正する条例）	2
県　報　第　3　号	専決処分について承認を求めること（介護保険法施行条例の一部を改正する条例）	4
県　報　第　4　号	専決処分について承認を求めること（公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の徴収する料金の上限の認可）	5

県 報 第 1 号

専決処分について承認を求めること

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の２　手数料の表12の項中

「介護医療院開設許可手数料」を「介護医療院開設許可手数料
介護医療院変更許可手数料」に改める。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

平成30年５月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

介護保険法施行条例の一部を改正する条例の施行に伴い、収入証紙に関する条例の一部改正について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。

専決処分について承認を求めること

神奈川県県税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、地方自治法第179 条の規定により承認を求める。

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第17条第２項中「ガス供給業」の次に「（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第２条第５項に規定する一般ガス導管事業及び同条第７項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第１項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の規定による義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下同じ。）」を加える。

第26条の２第１項中「第73条の24第４項」を「第73条の24第５項」に、「又は第２項」を「から第３項までのいずれか」に改め、同条第３項中「又は第２項」を「から第３項までのいずれか」に、「第73条の24第４項」を「第73条の24第５項」に、「法第73条の24第２項」を「同条第２項又は第３項」に、「前項に規定する書類（第22条の３第２項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第４項とする。

⑴　法第73条の24第２項の規定の適用を受けようとする場合　第２項に規定する書類（第22条の３第２項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）

⑵　法第73条の24第３項の規定の適用を受けようとする場合　前項に規定する書類

第26条の２第２項の次に次の１項を加える。

３　第１項の場合において、法第73条の24第３項の規定の適用を受けようとする者は、当該土地及び当該土地の上にある住宅を取得した日を明らかにする書類並びに次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

⑴　工事の請負契約書その他の当該土地の上にある住宅に耐震改修（法第73条の27の２第１項に規定する耐震改修をいう。）を行つたことを明らかにする書類

⑵　当該土地の上にある住宅に係る省令第７条の７に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令第37条の18第２項の基準に適合する旨を証する書類

⑶　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第１項に規定する住民票の写しその他の当該土地の上にある住宅を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類

⑷　その他知事が必要と認める書類

附則第27項中「平成30年３月31日」を「平成33年３月31日」に改める。

附則第29項中「及び第５項」を「、第５項及び第７項」に改める。

附　則

１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。

２　改正後の第17条第２項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

平成30年５月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、神奈川県県税条例の一部改正について急施を要し専決処分したので、地方自治法第 179 条の規定により承認を求めるものであります。

専決処分について承認を求めること

介護保険法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成12年神奈川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中25の項を26の項とし、18の項から24の項までを１項ずつ繰り下げ、同表17の項の次に次のように加える。

18　法第107条第２項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）	介護医療院変更許可手数料	３万3,050円

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

平成30年５月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、介護保険法施行条例の一部改正について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。

専決処分について承認を求めること

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の徴収する料金の上限の認可について、次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の徴収する料金の上限

1　学部及び大学院の学生等から徴収する料金の上限

区分	入学検定料	入学料		授業料、研究料、履修料又は研修料	証明書交付手数料
		神奈川県内に住所を有する者で規則で定めるもの	その他の者		
学部の学生	1万7,000円	28万2,000円	56万4,000円	年額 53万5,800円	1通につき 400円
大学院の学生	3万円	28万2,000円	56万4,000円	年額 53万5,800円 ただし、長期履修学生の場合は、 80万3,700円	1通につき 400円
研究生	9,800円	8万4,600円	16万9,200円	月額 2万9,700円	1通につき 400円
科目等履修生	9,800円	2万8,200円	5万6,400円	1単位 1万4,800円	1通につき 400円
研修生	―	―	―	実験系　月額 3万5,300円 非実験系　月額 1万7,600円	1通につき 400円
特別聴講学生	―	―	―	―	1通につき 400円

2　実践教育センターの学生等から徴収する料金の上限

区分	入学検定料	入学料		授業料又は履修料		証明書交付手数料
		神奈川県内に住所を有する者で規則で定めるもの	その他の者	神奈川県内に住所を有する者で規則で定めるもの	その他の者	

学生	8,600円	６万8,800円	13万7,600円	年額 23万3,300円	年額 46万6,600円	１通につき 400円
科目等履修生	4,300円	１万4,000円	２万3,400円	１学科目につき、5,700円に当該学科目の時間数を乗じ、その額を15で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）		１通につき 400円

3　教育職員免許状更新講習に基づく免許状更新講習に係る手数料の上限

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第９条の３第１項の規定に基づく免許状更新講習に基づく免許状更新講習に係る手数料	講習１時間につき1,000円

4　法人の施設使用料の上限

施設使用料	１時間当たり１㎡につき20円

5　適用時期

この料金の上限額は、平成30年４月１日から適用する。

ただし、実践教育センターの授業料の、その他の者の上限については平成31年４月１日から適用する。

平成30年５月15日提出

神奈川県知事　黒　岩　祐　治

（提案理由）

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の業務に関して徴収する料金の上限の認可について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めるものであります。

6　専決処分について承認を求めること